

様式1-3 ※譲渡後、その翌年2月15日までの間に、建物の取壊しを行った場合(令和6年1月1日以降の譲渡に限る)

《記入例》

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者住所 △△市●●◇◇2-23-10

氏名 桶川 新太郎 電話 000-0000-0000

下記について確認願います。

相続人が複数の場合は、相続人ごとに申請書を作成して下さい。連名による申請はできません。

下記家屋及びその敷地等は、「譲渡が耐震基準に適合することとなった場合又は当該家屋の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合」(租税特別措置法第35条第3項)、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同項第3号)、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。))における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第5項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同項第3号)に該当すること(※1) 通知における特定事由と同じ。(※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地(敷地の所在地番) 桶川市○○■ 111番地1 対象物件が所在する地番を記入してください。
申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4) 昭和51年 5月 20日
被相続人の氏名及び住所 (住所) 桶川市○○■ 1-1-1 (氏名) 桶川 太郎 申請者からみた続柄 父
家屋が耐震基準に適合することとなった場合は右の□に✓のう え、その日を記入(※5) 耐震基準に適合⇒□ 家屋の取壊し、除却又は滅失の場合は右の□に✓のう え、その日を記入(※6) 取壊し、除却又は滅失⇒■ 令和6年7月3日
相続開始日(被相続人の死亡日) 令和4年 7月 3日 譲渡日(※7) 令和6年 3月 26日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ■家屋 (住所) ◆◆市△△●●3-12-5 ■敷地等 (氏名) 桶川 幸太郎 相続人が複数いる場合に記入します。なお、この欄に申請者の住所と氏名を記入する必要はありません。
□家屋 (住所) □敷地等 (氏名)
換価分割の場合は✓ ⇒ □
相続人(※8)の数(申請者含む) ■ 2名以下 【特別控除額の上限額 3,000万円】 □ 3名以上 【特別控除額の上限額 2,000万円】 ※該当する□に✓

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限る。(※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。(※5) 耐震基準に適合することとなった日には、耐震改修工事の請負契約書及び工事費用の請求書や領収書等に記載された当該工事の完了日を記載する。(※6) 家屋の取壊し、除却又は滅失した日には、閉鎖事項証明書等に記載の取壊し等の日を記載する。(※7) 申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限り、本申請書を用いての申請は、令和6年1月1日以降に譲渡したものに限り、(※8) 相続又は遺贈により申請

ここより下は記入しないで下さい。

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日 年 月 日
確認を行った市区町村長 印